

名古屋市公報	令和 4年12月28日		第184号
	発行所	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246	
	編集兼 発行人	名古屋市長 名古屋市総務局行政部法制課長	

目次	ページ
条 例 ○ 名古屋市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例 (緑土・総務課) (第54号) 7 ○ 名古屋市いじめ問題再調査委員会条例 (子青・総務課) (第55号) 10 ○ 名古屋市個人情報保護条例 (ス市・市政情報室) (第56号) 14 ○ 名古屋市公告式条例の一部を改正する条例 (総務・法制課) (第57号) 53 ○ 名古屋市情報あんしん条例の一部を改正する条例 (総務・法制課) (第58号) 55	
規 則 ○ 名古屋市みどりが丘公園条例施行細則の一部を改正する規則 (緑土・総務課) (第131号) 59 ○ 名古屋市危険物規制規則の一部を改正する規則 (消防・総務課) (第132号) 63 ○ 名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則 (住都・建築指導課) (第133号) 64	
告 示 ○ 指定管理者の指定 (緑土・都市農業課) (第721号) 65 ○ 指定管理者の指定 (緑土・都市農業課) (第722号) 66 ○ 自転車等放置禁止区域の名称変更 (緑土・自転車利用課) (第723号) 67 ○ 指定管理者の指定 (緑土・東山総合公園管理課) (第724号) 68 ○ 指定管理者の指定 (緑土・緑地利活用課) (第725号) 69 ○ 名古屋国際会議場の臨時休場期間の変更について (観光・MICE推進室) (第726号) 70 ○ 指定管理者の指定 (緑土・農業センター) (第727号) 71 ○ 名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の理事の住所変更の届出 (住都・市街地整備課) (第728号) 72 ○ 指定管理者の指定 (住都・交通企画課) (第729号) 74 ○ 開発行為に関する工事の完了 (住都・開発指導課) (第730号) 75 ○ 指定居宅サービス事業者等の指定 (健福・介護保険課) (第731号) 77 ○ 指定居宅サービス事業者等の廃止 (健福・介護保険課) (第732号) 80 ○ 指定管理者の指定 (観光・文化芸術推進課) (第733号) 84	
教 育 委 員 会 規 則 ○ 名古屋市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則 (第11号) 86	

人 事 委 員 会 規 則		
○ 名古屋市人事委員会公告式規則の一部を改正する規則	(第9号)	87
消 防 局 告 示		
○ 名古屋市消防公告式規程の一部改正について	(第3号)	88
上 下 水 道 局 告 示		
○ 名古屋市上下水道局の公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定についての一部改正	(第18号)	89
上 下 水 道 局 管 理 規 程		
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程の一部改正	(第32号)	90
交 通 局 管 理 規 程		
○ 乗合自動車乗車料条例施行規程の一部改正	(第28号)	91
公 告		
○ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく公告	(環境・廃棄物指導課)	92
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	93
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	96
雑 報		
○ 職員表彰 表彰者名簿	(総務・人事課)	100

条 例 の あ ら ま し

○ 名古屋市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例（第54号）

1 改正内容

中村区役所駅等 3 駅の名称変更に伴い、有料自転車駐車場の名称を変更します。（第13条及び別表第 1 関係）

2 施行期日

令和 5 年 1 月 4 日から施行します。

○ 名古屋市いじめ問題再調査委員会条例（第55号）

1 制定の趣旨

市長の附属機関として、名古屋市いじめ問題再調査委員会（以下「委員会」という。）を設置します。（第 1 条関係）

2 主な内容

委員会の組織等について必要な事項を規定します。（第 2 条から第12条関係）

3 施行期日

公布の日から施行します。

○ 名古屋市個人情報保護条例（第56号）

1 趣旨

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」といいます。）の一部改正に伴い、法の施行に関する規定を整備するとともに、名古屋市会（以下「市会」といいます。）における個人情報の保護に関する規定を設けるため、名古屋市個人情報保護条例の全部を改正するものです。

2 主な内容

(1) 法の施行に関し、必要な事項を定めます。（第 2 章関係）

(2) 法の規定及び第 2 章の規定に準じ、市会における個人情報の保護に関する事項を定めます。（第 3 章関係）

- (3) 名古屋市個人情報保護審議会の委員の守秘義務違反に対する罰則のほか、法の規定に準じ、市会における個人情報の保護に関する罰則を定めます。（第 4 章関係）

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

○ 名古屋市公告式条例の一部を改正する条例（第57号）

1 改正内容

- (1) 規則の公布文への市長の署名を、記名に変更します。（第 3 条関係）
- (2) 公布する際の掲示場所について、市役所の掲示場のみに変更します。（第 2 条及び第 3 条関係）
- (3) その他規定の整理を行います。（第 1 条関係）

2 関係条例の整理

1 の改正に伴い、名古屋市財政事情の公表に関する条例（昭和39年名古屋市条例第25号）の規定の整理を行います。

3 施行期日

令和 5 年 1 月 1 日から施行します。

○ 名古屋市情報あんしん条例の一部を改正する条例（第58号）

1 改正内容

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第 4 条、第10条から第12条の 3 まで、第 34 条及び第35条関係）
- (2) デジタル社会の進展に伴い、電子情報の保護を図るため、規定の整備を行います。（第 1 条、第 2 条、第 5 条、第13条、第14条、第26条並びに第 3 章第 3 節及び第 4 節関係）

2 施行期日等

- (1) 令和 5 年 4 月 1 日から施行します。
- (2) この条例の施行に伴う経過措置を定めます。

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市みどりが丘公園条例施行細則の一部を改正する規則（第 131号）

1 改正内容

(1) 業としての写真又は動画の撮影の許可に係る利用料金を指定管理者の収入とすることに伴い、規定を整備します。（第11号様式及び第12号様式関係）

(2) その他規定の整備を行います。（第21条から第22条まで及び別表第 6 関係）

2 施行期日等

(1) 令和 5年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行します。

(2) この規則の施行に伴う経過措置を定めます。

○ 名古屋市危険物規制規則の一部を改正する規則（第 132号）

1 改正内容

名古屋市公告式条例（昭和25年名古屋市条例第35号）が改正されることに伴い、規定の整備を行います。（第 9条の 2関係）

2 施行期日

令和 5年 1月 1日から施行します。

○ 名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則（第 133号）

1 改正内容

名古屋市公告式条例（昭和25年条例第35号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第 7条、第18条の 4及び第26条関係）

2 施行期日

令和 5年 1月 1日から施行します。

教育委員会規則のあらまし

○ 名古屋市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則（第11号）

1 改正内容

(1) 規則の公布文への教育長の署名を、記名に変更します。（第 2条第 1 項関係）

(2) 公布する際の掲示場所について、市役所の掲示場のみに変更します。（第 2条第 2項関係）

2 施行期日

令和 5年 1月 1日から施行します。

名古屋市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年12月20日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第54号

名古屋市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例

名古屋市有料自転車駐車場条例（平成27年名古屋市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第13条第 3 項第 4 号の表中

「

中村区役所駅自転車駐車場

」

を

「

太閤通駅自転車駐車場

」

に、

「

神宮前駅自転車駐車場

伝馬町駅自転車駐車場

を

「

熱田神宮伝馬町駅自転車駐車場

神宮前駅自転車駐車場

に改める。

別表第 1 中

「

中村区役所駅自転車駐車場

を

「

太閤通駅自転車駐車場

に、

「

神宮西駅自転車駐車場

神宮前駅自転車駐車場

伝馬町駅自転車駐車場

を

「

熱田神宮伝馬町駅自転車駐車場

熱田神宮西駅自転車駐車場

神宮前駅自転車駐車場

に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 1 月 4 日から施行する。

名古屋市いじめ問題再調査委員会条例をここに公布する。

令和 4年12月21日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第55号

名古屋市いじめ問題再調査委員会条例

(設置)

第 1条 本市に市長の附属機関として、名古屋市いじめ問題再調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2条 委員会は、市長の求めに応じて、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第 2項の規定に基づき、同法第28条第 1項の規定による調査の結果について調査する。

(組織)

第 3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査するため必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

(委員)

第 4条 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、

市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 臨時委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、調査事項を明示して市長が委嘱する。

- 2 臨時委員は、当該事項に関する調査が終了したときに解嘱されるものとする。

(委員長)

第 6 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(調査員)

第 7 条 委員（その調査事項に係る臨時委員を含む。以下同じ。）の職務の遂行を補助するため、委員会に調査員を置くことができる。

- 2 第 5 条の規定は、調査員について準用する。

(会議)

第 8 条 委員会の会議は、委員長がこれを招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 9 条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第 10 条 委員会には、必要に応じ、委員の一部をもって部会を置くことができる。

- 2 委員会は、前項の規定により部会を置いた場合においては、あらかじめ委

員会の定めるところにより、当該部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

- 3 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 4 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 5 部会長は、会務を総理し、部会の会議の議長となる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、子ども青少年局において行う。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)
- 2 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第 2中

「

64	子どもの権利擁護委員	1時間 10,000円	8級	
----	------------	-------------	----	--

」

を

「

64	子どもの権利擁護委員	1時間 10,000円	8級
64の 2	いじめ問題再調査委員会		
	委員長	日額 17,600円	8級
	委員、臨時委員及び調査員	日額 15,300円	8級

」

に改める。

名古屋市個人情報保護条例をここに公布する。

令和 4 年12月21日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第56号

名古屋市個人情報保護条例

名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 個人情報の保護に関する法律の施行等

第 1 節 総則（第 2 条）

第 2 節 個人情報の保護に関する法律の施行（第 3 条—第11条）

第 3 節 審査請求（第12条）

第 4 節 名古屋市個人情報保護審議会（第13条—第23条）

第 5 節 雑則（第24条・第25条）

第 3 章 名古屋市会における個人情報の保護

第 1 節 総則（第26条）

第2節 個人情報等の取扱い（第27条・第28条）

第3節 個人情報ファイル簿（第29条）

第4節 開示、訂正及び利用停止

第1款 開示（第30条—第44条）

第2款 訂正（第45条—第52条）

第3款 利用停止（第53条—第59条）

第4款 審査請求（第60条—第62条）

第5節 保有個人情報の適正かつ効果的な活用（第63条）

第6節 雑則（第64条—第69条）

第4章 罰則（第70条—第75条）

附則

第1章 総則

（目的等）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、名古屋市会（以下「市会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、市会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用の停止等を求める個人の権利を明らかにすることにより、市会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

2 この条例において「個人情報」とは、法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

第2章 個人情報の保護に関する法律の施行等

第1節 総則

（定義）

第2条 この章及び次章において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに本市が設立した地方独立行政法人をいう。

2 前項に定めるもののほか、この章における用語の意義は、法の例による。

第2節 個人情報の保護に関する法律の施行

(本人の数が少数である個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第3条 実施機関は、法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイル（同項第1号から第8号まで又は第10号に該当するものを除く。）について、規則で定めるところにより、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。

2 法第75条（同条第2項第1号及び第5項を除く。）の規定は、前項の規定による個人情報ファイル簿の作成及び公表について準用する。

(開示請求書の記載事項)

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、開示の実施の方法に関し規則で定める事項を記載することができる。

(開示決定等の期限及びその特例)

第5条 実施機関が開示決定等をする場合における次の各号に掲げる規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 法第83条第1項の規定の適用については、同項中「30日」とあるのは、「14日」とする。

(2) 法第84条の規定の適用については、同条中「60日」とあるのは、「44日」とする。

(開示請求に係る手数料及び費用)

第6条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により写しの交付（電磁的記録にあっては、これに準ずる方法であって同項の規定により実施機関が定めるものを含む。）を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(訂正請求権及び利用停止請求権)

第7条 実施機関に対する訂正請求及び利用停止請求についての法第5章第4節第2款及び第3款の規定の適用については、法第90条第1項中「保有個人情報（次に掲げるものに限る。第98条第1項において同じ。）」とあり、並びに法第91条第1項第2号及び法第99条第1項第2号中「保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報」とあるのは「保有個人情報」とし、

法第90条第1項各号及び第3項並びに法第98条第3項の規定は、適用しない。

2 法第81条の規定は、訂正請求及び利用停止請求について準用する。

(理由付記等)

第8条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しないとき（法第81条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示請求者に対し、法第82条各項に規定する書面により、その理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する事由が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において、開示請求に係る保有個人情報が、当該保有個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定があった日から1年以内にその全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を開示請求者に通知するものとする。

3 第1項前段の規定は、訂正決定等及び利用停止決定等について準用する。

(簡易な手続による保有個人情報の提供)

第9条 何人も、実施機関があらかじめ簡易な手続により提供すると定めた保有個人情報（特定個人情報であるものを除く。）であって自己を本人とするものについては、別に定めるところにより提供を受けることができる。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第10条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定によ

り納付しなければならない手数料の額と同一の額

- (2) 法第 115 条（法第 118 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者
12,600円

（審議会への諮問等）

第11条 実施機関（第 1 号及び第 2 号に掲げる場合にあっては、本市が設立した地方独立行政法人を除く。）は、次に掲げる場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、名古屋市個人情報保護審議会に諮問することができる。

- (1) この条例を改正し、又は廃止しようとする場合
(2) 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
(3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。次章において「番号利用法」という。）第27条第 1 項に規定する特定個人情報保護評価を実施する場合

2 実施機関は、規則で定めるところにより、その行った個人情報の取扱いについて、名古屋市個人情報保護審議会に報告することができる。

第 3 節 審査請求

（審査請求をすべき機関）

第12条 法第 106 条第 1 項に規定する審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第 4 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める実施機関に対してするものとする。

- (1) 実施機関が本市が設立した地方独立行政法人である場合 当該地方独立行政法人
(2) 前号に掲げる場合以外の場合 市長

第 4 節 名古屋市個人情報保護審議会

（審議会）

第13条 市長の附属機関として、名古屋市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、実施機関又は議長（以下この節において「実施機関等」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を当該実施機関等に答申する。

(1) 第11条第1項（第67条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により諮問された事項

(2) 法第105条第3項において準用する同条第1項又はこの条例第61条第1項の規定により諮問された事項

3 審議会は、第11条第2項（第67条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により報告を受けた事項その他個人情報保護制度の運営に関して報告を受けた事項について、実施機関等に対して意見を述べることができる。

（組織）

第14条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

2 専門の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に専門委員若干人を置くことができる。

（委員）

第15条 委員は、個人情報保護制度について学識経験を有し、公正かつ公平な判断を行うことができる者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（専門委員）

第16条 専門委員は、学識経験のある者のうちから、調査審議事項を明示して市長が委嘱する。

2 専門委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

3 前条第3項の規定は、専門委員について準用する。

（会長）

第17条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(小委員会)

第18条 審議会は、必要に応じ、その指名する委員（その調査審議事項に係る専門委員を含む。）をもって構成する小委員会に、第13条第2項各号に掲げる事項について調査審議させることができる。

(審議会の調査権限)

第19条 審議会（前条の規定により小委員会に審議させる場合にあっては小委員会。以下この節（第22条を除く。）において同じ。）は、第13条第2項第2号に掲げる事項を調査審議するため必要があると認めるときは、実施機関等に対し、審査請求に係る保有個人情報（第61条第1項の規定により諮問された事項を調査審議する場合にあっては、第26条第1項に規定する保有個人情報。以下この条において同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 実施機関等は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではない。
- 3 審議会は、必要があると認めるときは、実施機関等に対し、審査請求に係る保有個人情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。
- 4 審議会は、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条に定めるもののほか、必要があると認める場合には、第13条第2項第1号に掲げる事項に関し、実施機関等に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(提出資料等の交付に係る手数料)

第20条 第12条及び第60条の審査請求についての行政不服審査法第81条第3項において読み替えて準用する同法第78条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

(調査審議手続の非公開)

第21条 第13条第2項第2号に掲げる事項に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付)

第22条 審議会は、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第79条に定めるもののほか、答申書の写しを実施機関等に送付するものとする。

(委任)

第23条 この節に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5節 雑則

(運用状況の公表)

第24条 市長は、毎年1回、個人情報保護制度の運用状況について市民に公表するものとする。

(委任)

第25条 この章に定めるもののほか、法及びこの章の規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 名古屋市会における個人情報の保護

第1節 総則

(定義)

第26条 この章及び次章において「保有個人情報」とは、市会事務局の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、市会事務局の職員が組織的に利用するものとして、市会が保有しているものをいう。ただし、市会行政文書（市会事務局の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下この章及び次章において同じ。）であって、市会事務局の職員が組織的に用いるものとして、市会が保有しているもの（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第2条第2項各号に掲げるものに相当するものとして議長が定めるものを除く。）をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

- 2 この章及び次章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 3 この章において「特定個人情報」とは、番号利用法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- 4 この章において「保有特定個人情報」とは、市会事務局の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、市会事務局の職員が組織的に利用するものとして、市会が保有しているものをいう。ただし、市会行政文書に記録されているものに限る。
- 5 この章において「個人識別符号」、「要配慮個人情報」、個人情報について「本人」、「仮名加工情報」、「匿名加工情報」、「個人関連情報」、「独立行政法人等」及び「地方独立行政法人」の意義は、それぞれ法第2条に定めるところによる。

第2節 個人情報等の取扱い

(市会における個人情報等の取扱い)

第27条 市会における個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、この章及び次章に定めるもののほか、法第5章第2節（法第68条第1項を除く。）及び法第123条の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第61条、第62条、第69条第4項並びに第123条第2項及び第3項	行政機関等	市会
第63条	行政機関の長（第2条第8項第4号及び第5号の政令	市会

	で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第 174 条において同じ。）、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。）	
第64条、第65条、第69条第 1 項並びに第73条第 1 項、第 3 項及び第 4 項	行政機関の長等	市会
第66条第 1 項、第69条第 4 項、第70条から第72条まで及び第73条第 2 項	行政機関の長等	議長
第66条第 2 項	次の各号に掲げる者が当該各号に定める	市会に係る個人情報の取扱いの委託（2 以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が当該委託を受けた
第67条	行政機関等の	市会事務局の
	前条第 2 項各号に定める	前条第 2 項の委託を受けた
	行政機関等に	市会に
	第 176 条	名古屋市個人情報保護条例（令和 4 年名古屋市条例第56号）第71条

第68条第2項	前項に規定する場合には、 行政機関の長等は	保有個人情報の漏えい、 滅失、毀損その他の保 有個人情報の安全の確 保に係る事態であつて 個人の権利利益を害す るおそれが大きいもの として議長が定めるも のが生じたときは、議 長は
	個人情報保護委員会規則で	その
第68条第2項第2号	第78条第1項各号	名古屋市個人情報保護 条例第32条各号
第69条第2項	行政機関の長等は、	市会は、議長が
第69条第2項第2号	行政機関等が法令の定める 所掌事務又は業務	市会が法令の規定によ りその権限に属する事 務
第69条第4項	特定の部局若しくは機関	市会事務局の特定の課
第71条、第73条第4 項並びに第123条第 1項及び第3項	個人情報保護委員会規則で	議長が
第73条第1項	第128条	名古屋市個人情報保護 条例第66条
第73条第5項	行政機関の長等から	市会に係る
第123条第1項	行政機関等は	市会は
第123条第4項	行政機関等から	市会に係る

(保有特定個人情報に関する利用及び提供の制限)

第28条 保有特定個人情報に関しては、前条において読み替えて準用する法第69条第2項第2号から第4号まで及びこの条例第42条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

前条において読み替えて準用する法第69条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
前条において読み替えて準用する法第69条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
前条において準用する法第69条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第53条第1項第1号	又は第27条において読み替えて準用する法第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第27条において読み替えて準用する法第69条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）（これらの規定を第28条の規定により読み替えて適用する場合に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2

		条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。) に記録されているとき
第53条第 1 項第 2 号	第27条において読み替えて準用する法第69条第 1 項及び第 2 項	番号利用法第19条

第 3 節 個人情報ファイル簿

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第29条 議長は、その定めるところにより、市会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下この節において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第 3 号において「記録範囲」という。）
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を市会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 次条第 1 項、第45条第 1 項又は第53条第 1 項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 第45条第 1 項ただし書又は第53条第 1 項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 市会の議員若しくは議員であった者又は市会事務局の職員若しくは職員

であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う市会事務局の職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

(2) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

(3) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(4) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

(5) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

(6) 市会事務局の職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

(7) 前各号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4節 開示、訂正及び利用停止

第1款 開示

（開示請求権）

第30条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、市会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人

(以下この節において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この節及び第65条において「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

第31条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(次項及び第4項において「開示請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報記録されている市会行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 開示請求書には、前項各号に掲げる事項のほか、開示の実施の方法に関し議長が定める事項を記載することができる。

3 第1項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

4 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下この節において「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第32条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下この章において「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者(第30条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第40条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の

記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令（条例を含む。以下この節において同じ。）の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 市会の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第36条各項の決定(以下この節において「開示決定等」という。)をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 議長が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

キ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第33条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができる

ときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第34条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第35条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第36条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第27条において準用する法第62条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

- 2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第37条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。

い。ただし、第31条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第38条 開示請求に係る保有個人情報に著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

- 2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長が共に欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

（理由付記等に係る規定の準用）

第39条 第8条第1項及び第2項の規定は、議長が開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しないとき（第35条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）について準用する。この場合において、第8条第1項中「法第82条各項」とあるのは、「第36条各項」と読み替えるものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第40条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第61条第2項第3号及び第62条において「第三者」という。）に関する情報が含まれていると

きは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第36条第1項の決定（以下この節において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第32条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第34条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第61条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第41条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定

めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法その他の議長が定める事項を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第36条第1項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第42条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（簡易な手続による保有個人情報の提供に係る規定の準用）

第43条 第9条の規定は、市会における保有個人情報の提供について準用する。

（費用の負担）

第44条 第41条第1項の規定により写しの交付（電磁的記録にあっては、これに準ずる方法であって同項の規定により議長が定めるものを含む。）を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第2款 訂正

（訂正請求権）

第45条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この節及び

第65条において「訂正請求」という。)をすることができる。

(訂正請求の手續)

第46条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「訂正請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報に特定するに足る事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この節において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第47条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(保有個人情報の存否に関する情報に係る規定の準用)

第48条 第35条の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求に対する措置)

第49条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないとき(前条において準用する第35条の規定により訂正請求を拒否するとき、及び訂正請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 第8条第1項前段の規定は、議長が訂正請求に係る保有個人情報の全部又は一部の訂正をしないとき(前条において準用する第35条の規定により訂正請求を拒否するとき、及び訂正請求に係る保有個人情報を保有していないと

きを含む。)について準用する。この場合において、同項中「法第82条各項」とあるのは、「第49条第1項又は第2項」と読み替えるものとする。

(訂正決定等の期限)

第50条 前条第1項又は第2項の決定（以下この節において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第46条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第51条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長が共に欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第52条 議長は、第49条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3款 利用停止

(利用停止請求権)

第53条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利

用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第27条において読み替えて準用する法第61条第2項の規定に違反して保有されているとき、第27条において読み替えて準用する法第63条の規定に違反して取り扱われているとき、第27条において読み替えて準用する法第64条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第27条において読み替えて準用する法第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第27条において読み替えて準用する法第69条第1項及び第2項又は法第71条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第65条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

（利用停止請求の手續）

第54条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足る事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この節において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第55条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、市会における個人情報の適正な取扱いを確保する

ために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(保有個人情報の存否に関する情報に係る規定の準用)

第56条 第35条の規定は、利用停止請求について準用する。

(利用停止請求に対する措置)

第57条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないとき（前条において準用する第35条の規定により利用停止請求を拒否するとき、及び利用停止請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 第8条第1項前段の規定は、議長が利用停止請求に係る保有個人情報の全部又は一部の利用停止をしないとき（前条において準用する第35条の規定により利用停止請求を拒否するとき、及び利用停止請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）について準用する。この場合において、同項中「法第82条各項」とあるのは、「第57条第1項又は第2項」と読み替えるものとする。

(利用停止決定等の期限)

第58条 前条第1項又は第2項の決定（以下この節において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第54条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期

間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第59条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長が共に欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4款 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第60条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

(審議会への諮問)

第61条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審議会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問したときは、議長は、次に掲げる者に対し、諮問を

した旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第62条 第40条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5節 保有個人情報の適正かつ効果的な活用

第63条 議長は、行政機関等匿名加工情報（法第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報をいう。）の提供が、新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな市民生活の実現に資するものであることに鑑み、保有個人情報の適正かつ効果的な活用を図るために必要な措置を講ずるものとする。

第6節 雑則

（適用除外等）

第64条 保有個人情報のうち、実施機関が保有していたとしたならば次の各号に掲げる規定が適用されないこととなるものについては、それぞれ当該各号に定める規定は、適用しない。

(1) 法第5章の規定 この章（この項を除く。）の規定

(2) 法第5章第4節の規定 この章第4節の規定

2 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する市会行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人

情報を検索することが著しく困難であるものは、第4節（第4款を除く。）の規定の適用については、市会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第65条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第66条 議長は、市会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（審議会への諮問等に係る規定の準用）

第67条 第11条（第1項第1号を除く。）の規定は、市会における個人情報の取扱いについて準用する。この場合において、同条第1項中「実施機関（第1号及び第2号に掲げる場合にあつては、本市が設立した地方独立行政法人を除く。）」とあるのは「議長」と、同項第2号中「実施機関」とあるのは「市会」と、同条第2項中「実施機関は、規則で」とあるのは「議長は、その」と読み替えるものとする。

（施行の状況の公表）

第68条 議長は、毎年1回、個人情報保護制度の運用状況について市民に公表するものとする。

（委任）

第69条 この章に定めるもののほか、この章の規定の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

第4章 罰則

第70条 第15条第3項（第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第71条 市会事務局の職員若しくは職員であつた者、第27条において読み替えて準用する法第66条第2項若しくは第27条において読み替えて準用する法第

73条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は市会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第26条第2項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第72条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第73条 市会事務局の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第74条 第70条から前条までの規定は、市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第75条 偽りその他不正の手段により、第36条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第2条 次に掲げる者に係るこの条例による改正前の名古屋市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第16条、第16条の2、第17条第3項及び第64条第3項の規定による職務上知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第3号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

- (2) この条例の施行前において旧条例第16条の2に規定する派遣労働者であった者
 - (3) この条例の施行前において旧条例第17条第2項に規定する受託業者等であった者又は同条第3項に規定する受託業務に従事していた者
 - (4) この条例の施行前において旧条例第64条第2項に規定する指定管理者等であった者又は同条第3項に規定する指定管理業務に従事していた者
- 2 施行日前に旧条例第18条、第33条又は第41条の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第2号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示、訂正及び消去・利用停止については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例第48条第3項の規定にかかわらず、同条第1項の規定により審査請求を受けた旧実施機関は、同条第3項各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、審議会に諮問しなければならない。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは「名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号）附則第2条第3項」と、旧条例第49条中「前条第3項」とあるのは「名古屋市個人情報保護条例附則第2条第3項」とする。
- 4 施行日前に旧条例第51条第1項の規定により置かれた名古屋市個人情報保護審議会（以下「旧審議会」という。）にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、審議会にされた諮問とみなす。
- 5 旧審議会の委員であった者に係る旧条例第52条第4項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 6 第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第72条第2項に規定する個人情報データファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 7 第1項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己

若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 8 この条例の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(名古屋市行政不服審査法施行条例の一部改正)

第3条 名古屋市行政不服審査法施行条例(平成28年名古屋市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「条例は」の次に「、別に定めるものを除くほか」を加える。

(名古屋国際センター条例の一部改正)

第4条 名古屋国際センター条例(昭和59年名古屋市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第13条第4項を削る。

(名古屋市男女平等参画推進センター条例の一部改正)

第5条 名古屋市男女平等参画推進センター条例(平成15年名古屋市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第6条第4項を削る。

(名古屋市鶴舞公園多目的グラウンド条例の一部改正)

第6条 名古屋市鶴舞公園多目的グラウンド条例(令和2年名古屋市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第11条第4項を削る。

(名古屋市東山公園テニスセンター条例の一部改正)

第7条 名古屋市東山公園テニスセンター条例(令和2年名古屋市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第11条第4項を削る。

(名古屋市民会館条例の一部改正)

第8条 名古屋市民会館条例(昭和47年名古屋市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第13条第4項を削る。

(名古屋市公会堂条例の一部改正)

第9条 名古屋市公会堂条例（昭和31年名古屋市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項を削る。

（名古屋市青少年文化センター条例の一部改正）

第10条 名古屋市青少年文化センター条例（平成8年名古屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項を削る。

（名古屋市芸術創造センター条例の一部改正）

第11条 名古屋市芸術創造センター条例（昭和58年名古屋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項を削る。

（名古屋市文化小劇場条例の一部改正）

第12条 名古屋市文化小劇場条例（平成3年名古屋市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第12条第4項を削る。

（名古屋市音楽プラザ条例の一部改正）

第13条 名古屋市音楽プラザ条例（平成8年名古屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第12条第4項を削る。

（名古屋市演劇練習館条例の一部改正）

第14条 名古屋市演劇練習館条例（平成7年名古屋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第12条第4項を削る。

（名古屋市民ギャラリー条例の一部改正）

第15条 名古屋市民ギャラリー条例（平成3年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第12条第4項を削る。

（名古屋市短歌会館条例の一部改正）

第16条 名古屋市短歌会館条例（昭和39年名古屋市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項を削る。

(名古屋市東山荘条例の一部改正)

第17条 名古屋市東山荘条例（昭和43年名古屋市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項を削る。

(名古屋市民御岳休暇村条例の一部改正)

第18条 名古屋市民御岳休暇村条例（昭和47年名古屋市条例第82号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項を削る。

(名古屋市地区会館条例の一部改正)

第19条 名古屋市地区会館条例（昭和56年名古屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項を削る。

(名古屋市コミュニティセンター条例の一部改正)

第20条 名古屋市コミュニティセンター条例（昭和57年名古屋市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項を削る。

(名古屋市南陽交流プラザ条例の一部改正)

第21条 名古屋市南陽交流プラザ条例（平成25年名古屋市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第12条第4項を削る。

(名古屋市青少年交流プラザ条例の一部改正)

第22条 名古屋市青少年交流プラザ条例（平成18年名古屋市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項を削る。

(名古屋市旧川上貞奴邸条例の一部改正)

第23条 名古屋市旧川上貞奴邸条例（平成16年名古屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項を削る。

(名古屋市文化のみち榎木館条例の一部改正)

第24条 名古屋市文化のみち榎木館条例（平成20年名古屋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項を削る。

（名古屋市場輝荘条例の一部改正）

第25条 名古屋市場輝荘条例（平成24年名古屋市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第16条第4項を削る。

（名古屋市国際展示場条例の一部改正）

第26条 名古屋市国際展示場条例（昭和48年名古屋市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項を削る。

（名古屋市中小企業振興会館条例の一部改正）

第27条 名古屋市中小企業振興会館条例（昭和58年名古屋市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第11条第4項を削る。

（名古屋国際会議場条例の一部改正）

第28条 名古屋国際会議場条例（平成元年名古屋市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項を削る。

（名古屋能楽堂条例の一部改正）

第29条 名古屋能楽堂条例（平成8年名古屋市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項を削る。

（名古屋市農業センター条例の一部改正）

第30条 名古屋市農業センター条例（令和4年名古屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項を削る。

（名古屋市東谷山フルーツパーク条例の一部改正）

第31条 名古屋市東谷山フルーツパーク条例（昭和55年名古屋市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項を削る。

(名古屋市農業文化園条例の一部改正)

第32条 名古屋市農業文化園条例（平成元年名古屋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項を削る。

(名古屋市都市公園条例の一部改正)

第33条 名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第18条の4第3項を削る。

(名古屋市緑化センター条例の一部改正)

第34条 名古屋市緑化センター条例（昭和55年名古屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項を削る。

(名古屋市総合社会福祉会館条例の一部改正)

第35条 名古屋市総合社会福祉会館条例（昭和57年名古屋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項を削る。

(名古屋市児童福祉施設条例の一部改正)

第36条 名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項を削る。

(名古屋市とだがわこどもランド条例の一部改正)

第37条 名古屋市とだがわこどもランド条例（平成8年名古屋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項を削る。

(名古屋市老人福祉施設条例の一部改正)

第38条 名古屋市老人福祉施設条例（昭和38年名古屋市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第11条第4項を削る。

(名古屋市老人いきいの家条例の一部改正)

第39条 名古屋市老人いこいの家条例（昭和45年名古屋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項を削る。

（名古屋市鯉城学園条例の一部改正）

第40条 名古屋市鯉城学園条例（平成8年名古屋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項を削る。

（名古屋市高齢者就業支援センター条例の一部改正）

第41条 名古屋市高齢者就業支援センター条例（平成9年名古屋市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項を削る。

（名古屋市障害者スポーツセンター条例の一部改正）

第42条 名古屋市障害者スポーツセンター条例（昭和56年名古屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項を削る。

（名古屋市総合リハビリテーションセンター条例の一部改正）

第43条 名古屋市総合リハビリテーションセンター条例（平成元年名古屋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項を削る。

（名古屋市重症心身障害児者施設条例の一部改正）

第44条 名古屋市重症心身障害児者施設条例（平成25年名古屋市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

（名古屋市保護施設条例の一部改正）

第45条 名古屋市保護施設条例（昭和38年名古屋市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

（名古屋市立霊園・斎場条例の一部改正）

第46条 名古屋市立霊園・斎場条例（昭和32年名古屋市条例第20号）の一部を

次のように改正する。

第24条第4項を削る。

(名古屋市みどりが丘公園条例の一部改正)

第47条 名古屋市みどりが丘公園条例（昭和63年名古屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項を削る。

(名古屋市営路外駐車場条例の一部改正)

第48条 名古屋市営路外駐車場条例（昭和41年名古屋市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項を削る。

(名古屋市営金城ふ頭駐車場条例の一部改正)

第49条 名古屋市営金城ふ頭駐車場条例（平成28年名古屋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項を削る。

(名古屋市バスターミナル条例の一部改正)

第50条 名古屋市バスターミナル条例（平成14年名古屋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項を削る。

(名古屋市久屋大通公園条例の一部改正)

第51条 名古屋市久屋大通公園条例（平成29年名古屋市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項を削る。

(名古屋市道路附属物自動車駐車場条例の一部改正)

第52条 名古屋市道路附属物自動車駐車場条例（平成21年名古屋市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項を削る。

(名古屋市有料自転車駐車場条例の一部改正)

第53条 名古屋市有料自転車駐車場条例（平成27年名古屋市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項を削る。

(名古屋市図書館条例の一部改正)

第54条 名古屋市図書館条例（昭和25年名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項を削る。

(名古屋市生涯学習センター条例の一部改正)

第55条 名古屋市生涯学習センター条例（平成12年名古屋市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項を削る。

(名古屋市総合体育館条例の一部改正)

第56条 名古屋市総合体育館条例（昭和62年名古屋市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第12条第4項を削る。

(名古屋市体育館条例の一部改正)

第57条 名古屋市体育館条例（昭和26年名古屋市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項を削る。

(名古屋市スポーツトレーニングセンター条例の一部改正)

第58条 名古屋市スポーツトレーニングセンター条例（昭和58年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項を削る。

(名古屋市瑞穂公園条例の一部改正)

第59条 名古屋市瑞穂公園条例（昭和59年名古屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第12条第4項を削る。

(名古屋市港サッカー場条例の一部改正)

第60条 名古屋市港サッカー場条例（平成5年名古屋市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第11条第4項を削る。

(名古屋市志段味スポーツランド条例の一部改正)

第61条 名古屋市志段味スポーツランド条例（昭和60年名古屋市条例第29号）

の一部を次のように改正する。

第12条第4項を削る。

(名古屋市プール条例の一部改正)

第62条 名古屋市プール条例（昭和23年名古屋市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項を削る。

(名古屋市名城庭球場条例の一部改正)

第63条 名古屋市名城庭球場条例（昭和41年名古屋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項を削る。

(名古屋市女性会館条例の一部改正)

第64条 名古屋市女性会館条例（昭和53年名古屋市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項を削る。

(名古屋市志段味古墳群歴史の里条例の一部改正)

第65条 名古屋市志段味古墳群歴史の里条例（平成30年名古屋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第12条第4項を削る。

(名古屋市港防災センター条例の一部改正)

第66条 名古屋市港防災センター条例（昭和56年名古屋市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項を削る。

名古屋市公告式条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4年12月23日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第57号

名古屋市公告式条例の一部を改正する条例

名古屋市公告式条例（昭和25年名古屋市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 1条中「地方自治法」の次に「（昭和22年法律第67号）」を加え、「基く」を「基づく」に改める。

第 2条第 2項中「及び区役所」を削る。

第 3条の見出しを「（規則の公布）」に改め、同条中「前条」を「前条第 2 項」に改め、同条に第 1項として次の 1項を加える。

規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び市長名を記入しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5年 1月 1日から施行する。

(名古屋市財政事情の公表に関する条例の一部改正)

2 名古屋市財政事情の公表に関する条例（昭和39年名古屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び区役所」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

名古屋市情報あんしん条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4年12月23日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第58号

名古屋市情報あんしん条例の一部を改正する条例

名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号）の一部を次のように改正する。

目次中「受託業者等」を「受託者等」に、「第 3節 物理的情報保護対策（第 4節 技術的情報保護対策（第16条）第17条—第24条）」を「第 3節及び第 4節 削除」に改める。

第 1条中「高度情報通信社会」を「デジタル社会」に、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第 2条第 7号中「電子計算機」を「電子計算機等」に改め、同条第 8号を次のように改める。

(8) 外部サービス 実施機関以外の者が、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第 103号）第 2条第 4項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術を用いて提供するサービスその他の情報システムの

一部又は全部の機能を提供するものをいう。

第4条第3項中「前2項」を「第1項」に改め、「及び個人情報の保護」を削り、同条に次の1項を加える。

4 第2項の個人情報の保護に関しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）その他の個人情報の保護に関する法令（条例を含む。以下同じ。）の定めるところによる。

第5条第4項中「電子計算機」を「電子計算機等」に改める。

第10条の見出しを削り、同条第1項中「この条例及び」を削り、同条第2項中「及び第35条」を削る。

「第3節 受託業者等の責務」を「第3節 受託者等の責務」に改める。

第11条及び第12条を次のように改める。

（受託者等の責務）

第11条 次の各号に掲げる者（以下「受託者等」という。）は、当該各号に定める業務を行う場合は、市の保有する情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じなければならない。

(1) 実施機関から市の保有する情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

(2) 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。） 市の公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

(3) 市との間の合意又はこれに準ずるものに基づき市と共同で事業を行う者 当該事業に係る業務

(4) 前3号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

2 受託者等又は前項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者は、当該業務に関して知り得た市の保有する情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

（委託等に伴う措置）

第12条 実施機関は、受託者等に前条第1項各号に定める業務を行わせるとき又は外部サービスを利用するときは、市の保有する情報の適正な保護及び管

理のために必要な措置を講じなければならない。

第12条の 2中「事務の処理」を「市の保有する情報を取り扱う業務」に改める。

第12条の 3中「事務の処理」を「業務」に改め、「知り得た」の次に「市の保有する」を加え、「当該事務」を「当該業務」に改める。

第13条中「かんがみ」を「鑑み、第15条及び第25条の規定によるほか、別に定めるところにより」に改める。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第 3章第 3節及び第 4節を次のように改める。

第 3節及び第 4節 削除

第16条から第24条まで 削除

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第34条の見出しを「（勧告及び公表）」に改め、同条第 1項中「受託業者等」を「受託者等」に、「委託上の」を「第11条第 1項各号に定める業務に係る」に、「第11条第 1項の事務の処理」を「同項各号に定める業務」に、「から取得した情報及び委託の趣旨に基づき市民等から取得した」を「の保有する」に、「その旨を公表する」を「当該受託者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告する」に改め、同条第 2項を同条第 3項とし、同条第 1項の次に次の 1項を加える。

2 市長は、前項の規定により勧告した場合において、当該受託者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第35条を次のように改める。

（罰則）

第35条 職員（実施機関が議長である場合にあっては、市会事務局の職員に限る。以下同じ。）若しくは職員であった者、第11条第 1項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は実施機関において市の保有する情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、その業務に関して知り得た市の保有する情報（地方公共団体等行政文書

（個人情報保護法第60条第 1項に規定する地方公共団体等行政文書をいう。）
又は市会行政文書（名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56
号）第26条第 1項ただし書に規定する市会行政文書をいう。）に記録されて
いるものに限る。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、
又は盗用したときは、 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。ただ
し、法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の
例による。

名古屋市みどりが丘公園条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年12月20日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 131 号

名古屋市みどりが丘公園条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市みどりが丘公園条例施行細則（昭和63年名古屋市規則第74号）の一部を次のように改正する。

第21条第 1 項中「第19条第 2 項の規定により同項に定める行為について市長」を「第19条第 1 項」に改め、同条第 3 項中「市長」の次に「（条例第19条第 1 項第 1 号に掲げる行為の許可に係る場合にあっては、指定管理者）」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

（使用料）

第21条の 2 条例第19条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる行為をする場合の使用料は、別表第 6 のとおりとする。

第22条第 1 項中「次の各号」を「次」に、「第19条第 2 項」を「第19条第 1 項」に改める。

別表第 5 の次に次の 1 表を加える。

別表第 6 使用料

区 分		使 用 料 の 額	
展示会、集会その他これらに類する催しを行う場合	入場料、会費その他これらに類する金銭を徴収する場合	1 平方メートル 1 日につき	65円
	その他の場合		8 円
物品の販売、募金その他これらに類する行為をする場合			65円

第11号様式中「（あて先）名古屋市長」を「（宛先）」に、

「

使用する面積	
--------	--

」

を

「

使用する面積 及 び 数 量	
-------------------	--

」

に、

「

使用料の額	
-------	--

」

を

「

使用料又は 利用料金の額	
-----------------	--

」

に改める。

第12号様式中「名古屋市長」を削り、

「

許可する面積	
--------	--

」

を

「

許可する面積 及び数量	
----------------	--

」

に、

「

使用料の額	
-------	--

」

を

「

使用料又は 利用料金の額	
-----------------	--

」

に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市みどりが丘公園条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づく許可の申請その他名古屋市みどりが丘公園条例の一部を改正する条例（令和4年名古屋市条例第44号）による改正後の名古屋市みどりが丘公園条例（昭和63年名古屋市条例第29号）第19条第1項各号に掲げる行為をするために必要な手続は、施行日前においても行うことができる。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市みどりが丘公園条例施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されているみどりが丘公園行為許可申請書は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されているみどりが

丘公園行為許可証は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

名古屋市危険物規制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4年12月23日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 132号

名古屋市危険物規制規則の一部を改正する規則

名古屋市危険物規制規則（平成12年名古屋市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第 9条の 2第 2項中「、区役所」を削る。

附 則

この規則は、令和 5年 1月 1日から施行する。

名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年12月23日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第133号

名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

名古屋市建築基準法等施行細則（平成12年名古屋市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第7条中「次の各号」を「次」に改め、「及び区役所」及び「並びに住宅都市局建築指導部内」を削り、「掲示する」を「掲示して行う」に改める。

第18条の4中「次の各号」を「次」に改め、「及び区役所」を削る。

第26条中「及び区役所」を削る。

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

名古屋市告示第 721 号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 4 年12月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市農業文化園	名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1 番 166 号 チーム YMO 代表者 千 田 博 之
戸田川緑地の公園施設（市長の定めるものに限る。）	名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1 番 166 号 チーム YMO 代表者 千 田 博 之

2 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 722号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2第 3項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 4年12月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
稲永公園野鳥観察館	名古屋市港区新船町 1丁目 1番地 東海・稲永ネットワーク 代表者 小 山 了

2 指定の期間

令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日まで

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 723号

自転車等放置禁止区域の名称変更

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）第9条第3項の規定により告示した、自転車等放置禁止区域の名称を次のとおり変更します。

令和 4年12月20日

名古屋市長 河 村 た か し

自転車等放置禁止区域の名称変更

変更年月日	変更前名称	変更後名称	区域
令和 5年 1月 4日	中村区役所自転車等 放置禁止区域	太閤通自転車等放置 禁止区域	変更なし
令和 5年 1月 4日	神宮西自転車等放置 禁止区域	熱田神宮西自転車等 放置禁止区域	変更なし
令和 5年 1月 4日	伝馬町自転車等放置 禁止区域	熱田神宮伝馬町自転 車等放置禁止区域	変更なし

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

名古屋市告示第 724号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2第 3項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 4年12月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
東山公園展望塔	愛知県刈谷市桜町 3丁目 3番地 サンエイ株式会社 代表取締役 川 瀬 廣 正

2 指定の期間

令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日まで

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課

名古屋市告示第 725 号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 4 年12月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
荒子川公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）	名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1 番 166 号 名古屋市みどりの協会・大島造園土木グループ 代表者 千 田 博 之
庄内緑地の公園施設（市長の定めるものに限る。）	名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1 番 166 号 名古屋市みどりの協会・ミズノグループ 代表者 千 田 博 之
白鳥公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）	名古屋市瑞穂区中山町 6 丁目 3 番地の 2 しろとりの杜グループ 代表者 岩 間 紀久裕
名古屋市みどりが丘公園	名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1 番 166 号 みどりの風グループ 代表者 千 田 博 之

2 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで

名古屋市緑政土木局緑地部緑地利活用課

名古屋市告示第 726号

名古屋国際会議場の臨時休場期間の変更について

令和 2 年名古屋市告示第 743 号（名古屋国際会議場の臨時休場期間の変更について）により告示した臨時休場期間を、次のように改正します。

令和 4 年12月21日

名古屋市長 河 村 た か し

「令和 6 年 4 月 1 日」を「令和 7 年 2 月 1 日」に、「令和 8 年 6 月30日」を「令和 9 年 3 月31日」に改める。

名古屋市観光文化交流局観光交流部M I C E 推進室

名古屋市告示第 727号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2第 3項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 4年12月21日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市農業センター	名古屋市中区錦二丁目19番11号 未来農業共同事業体 代表者 小 林 廣 人

2 指定の期間

令和 5年 4月 1日から令和15年 3月31日まで

名古屋市緑政土木局農業センター

名古屋市告示第 728 号

名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の理事の住所変更の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第29条第 1 項の規定により、名古屋市下志段味特定土地区画整理組合から次のとおり理事の住所変更の届出がありましたので、同条第 2 項の規定により公告します。

令和 4 年12月21日

名古屋市長 河 村 たかし

氏 名	住 所
伊 豆 克 廣	名古屋市守山区下志段味二丁目 913 番地
伊 藤 正 臣	名古屋市守山区下志段味一丁目3606番地
伊 藤 政 利	名古屋市守山区下志段味一丁目4001番地
加 藤 公 生	名古屋市守山区下志段味五丁目 304 番地
加 藤 尚 史	名古屋市守山区東禅寺 804 番地グランドマンションダン 501 号
加 藤 鈞	名古屋市守山区下志段味五丁目1305番地
加 藤 洋 興	名古屋市守山区下志段味三丁目 410 番地
加 藤 義 久	名古屋市守山区下志段味二丁目 420 番地
加 藤 恵 久	名古屋市守山区下志段味一丁目 901 番地
河 内 豊	名古屋市守山区桜坂三丁目 101 番地
木 全 義 春	名古屋市守山区下志段味二丁目 915 番地
高 坂 勝 彦	名古屋市守山区下志段味一丁目 310 番地
寺 平 徳 夫	名古屋市守山区桜坂二丁目 710 番地
長 塚 武 彦	名古屋市守山区下志段味五丁目 910 番地
野 田 幸 治	名古屋市守山区下志段味一丁目1701番地
野 田 正 明	名古屋市守山区下志段味三丁目2222番地
松 田 勝 利	名古屋市守山区下志段味五丁目1617番地

水 野 嘉志郎 名古屋市守山区桜坂二丁目2103番地

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 729 号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 4 年12月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市営久屋駐車場	名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号 名鉄協商グループ 代表者 小 林 昌 弘
名古屋市営大須駐車場	名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号 名鉄協商グループ 代表者 小 林 昌 弘
名古屋市営古沢公園駐車場	名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号 名鉄協商グループ 代表者 小 林 昌 弘

2 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日まで

名古屋市住宅都市局都市計画部交通企画課

名古屋市告示第 730号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 4年12月23日

名古屋市長 河 村 た か し

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
令和 4年 8月 1日 4指令住開指第38号	名古屋市守山区瀬古三 丁目 710番	名古屋市港区南十一番町 3丁目 5番地 1 イワクラゴールデンホー ム株式会社 代表取締役 村神 亮
令和 4年 2月 9日 3指令住開指第 111号	名古屋市守山区大字吉 根字仲田2696番40外 6 筆	名古屋市守山区笹ヶ根一 丁目 101番地 株式会社ライフケアみお つくし 代表取締役 安部明生
令和 3年11月 4日 3指令住開指第67号	名古屋市緑区大高町字 北横峯 1番 9外18筆及 び 1番15の一部	名古屋市中区千代田五丁 目19番15号C e r e s 鶴 舞 1F 株式会社ナゴヤホームズ 代表取締役 平山良昌

令和 4年 3月 8日 3指令住開指第 120号	名古屋市守山区川東山 2103番外 5筆	愛知県長久手市長配三丁 目 819番地 タケヤカンパニー株式会 社 代表取締役 竹内貴子
-----------------------------	-------------------------	--

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 731号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項、第79条第 1項及び第 115条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 4年12月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社ユニ バース	アークエンジ ェルズ	名古屋市中村区 中島町 1丁目16 番地	令和 4年 12月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社ひな た	ライフサポー ト 陽	名古屋市中村区 太閤一丁目20番 10号	令和 4年 12月 1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
株式会社ユニ シード	アムールナー スステーショ ン	名古屋市中区栄 三丁目 8番21号	令和 4年 12月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
一般社団法人 L i f e	F a m i l y N u r s e 徳重	名古屋市緑区亀 が洞三丁目 117 番地	令和 4年 12月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護

医療法人聖生 会	リハビリス井 の森 訪問リ ハビリテーシ ョン	名古屋市天白区 井の森町18番地	令和 4年 12月 1日	訪問リハビリテー ション 介護予防訪問リハ ビリテーション
-------------	----------------------------------	---------------------	-----------------	--

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社 I N C 国際教育振 興協会	訪問介護事業 所 悠楽	名古屋市千種区 下方町 7丁目17 番地の10	令和 4年 12月 1日	訪問介護
株式会社ユニ バース	ライフケアラ ー	名古屋市中村区 中島町 1丁目16 番地	令和 4年 12月 1日	訪問介護
株式会社ユニ シード	アムールケア ステーション	名古屋市中区栄 三丁目 8番21号	令和 4年 12月 1日	訪問介護
社会福祉法人 あいち	メリー訪問介 護事業所	名古屋市瑞穂区 大喜町 1丁目 5 番地の 5	令和 4年 12月 1日	訪問介護
合同会社エイ ト	訪問介護事業 所 ケアーズパ ートナー	名古屋市中川区 八熊三丁目 6番 1号	令和 4年 12月 1日	訪問介護
有限会社小さ な手	訪問看護 小 さな手	名古屋市中川区 下之一色町字中 ノ切54番地	令和 4年 12月 1日	訪問看護
株式会社ブリ ス	ケアステーシ ョンクローバ ー	名古屋市緑区砂 田一丁目 716番 地	令和 4年 12月 1日	訪問介護

3 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社ハナ イタイト	居宅介護支援 事業所のぞみ	名古屋市昭和区 鶴舞四丁目 4番 14号	令和 4年 12月 1日	居宅介護支援
株式会社F O O T A G E	F o o t a g e ケアプラン センター 守 山	名古屋市守山区 元郷二丁目 501 番地	令和 4年 12月 1日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 732号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第78条の 5第 2項、第 82条第 2項、第 115条の 5第 2項及び第 115条の15第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 4年12月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社ハピ ネライフー光	ホームヘルス ケアー光名古 屋営業所	名古屋市中区丸 の内二丁目 6番 21号	令和 4年 10月14日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
有限会社渡辺 義肢製作所	介護ショップ みやね	名古屋市中区千種区 宮根台一丁目 6 番36号	令和 4年 10月26日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
医療法人生寿	新栄デイケア	名古屋市中区新	令和 4年	通所リハビリテー

会	センター	栄三丁目 7番12号	10月27日	ション 介護予防通所リハビリテーション
---	------	------------	--------	------------------------

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
有限会社サンマリノ	さんまりのヘルパーステーション	名古屋市千種区 今池三丁目 2番 9号	令和 4年 10月20日	訪問介護
特定非営利活動法人亮と共助の会	ヘルパーステーション結び	名古屋市千種区 自由ヶ丘 2丁目 8番 8号	令和 4年 10月26日	訪問介護
株式会社MM	白壁訪問介護事業所	名古屋市東区白 壁三丁目21番20 号	令和 4年 10月26日	訪問介護
株式会社ダンディライオン	ヘルパーステーション オリオン	名古屋市天白区 焼山一丁目1103 番地	令和 4年 10月26日	訪問介護
株式会社ダンディライオン	訪問看護ステーション オリオン	名古屋市天白区 焼山一丁目1103 番地	令和 4年 10月26日	訪問看護
有限会社リンク	訪問介護 金城	名古屋市北区八 代町 1丁目95番 地の 1	令和 4年 10月28日	訪問介護

3 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理	サービスの種類
--------	--------	---------	------	---------

			年月日	
有限会社ビー ネット	デイサービス らしく 瑞穂	名古屋市瑞穂区 十六町 2丁目28 番地	令和 4年 10月26日	認知症対応型通所 介護 介護予防認知症対 応型通所介護

4 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
ジャパンマイ ンド株式会社	オアシス さ ぽーと	名古屋市南区柴 田町 1丁目 5番 地	令和 4年 10月14日	地域密着型通所介 護
グローバルサ ービス株式会 社	岡喜デイサー ビス ニヶ坂	名古屋市北区長 田町 1丁目14番 地の 1	令和 4年 10月31日	地域密着型通所介 護

5 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
社会福祉法人 清里	ケアプランセ ンター比良	名古屋市西区比 良三丁目 121番 地の 2	令和 4年 10月20日	居宅介護支援
社会福祉法人 なごや平和福 祉会	指定居宅介護 支援事業所へ いわ	名古屋市中区平 和二丁目 2番36 号	令和 4年 10月20日	居宅介護支援
株式会社ライ フサポート	水谷接骨院ケ アプランセン ター	名古屋市熱田区 三番町22番 6号	令和 4年 10月20日	居宅介護支援
社会福祉法人	ケアプランセ	名古屋市中川区	令和 4年	居宅介護支援

清里	ンター山王	山王三丁目17番 8号	10月20日	
株式会社シー ラック21	居宅介護支援 事業所のぞみ	名古屋市昭和区 鶴舞四丁目 4番 14号	令和 4年 10月31日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 733 号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 4 年12月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市民会館	東京都渋谷区代々木五丁目40番13号 共立・名古屋共立共同事業体 代表者 大 田 芳 男
名古屋市芸術創造センター	名古屋市中区栄三丁目18番 1 号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長 杉 山 勝
名古屋市西文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番 1 号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長 杉 山 勝
名古屋市港文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番 1 号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長 杉 山 勝
名古屋市名東文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番 1 号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長 杉 山 勝

名古屋市北文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長 杉 山 勝
名古屋市緑文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長 杉 山 勝
名古屋市東文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長 杉 山 勝
名古屋市熱田文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長 杉 山 勝
名古屋市昭和 cultura 小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長 杉 山 勝
名古屋市音楽プラザ	東京都渋谷区代々木五丁目40番13号 共立・名古屋共立共同事業体 代表者 大 田 芳 男
名古屋市民ギャラリー矢田	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長 杉 山 勝

2 指定の期間

(1) 名古屋市民会館及び名古屋市音楽プラザ

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

(2) 上記以外の施設

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課

名古屋市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年12月23日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第11号

名古屋市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会公告式規則（昭和25年名古屋市教育委員会規則第10号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項後段を削り、同条第 2 項中「、区役所」を削る。

附 則

この規則は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

名古屋市人事委員会公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年12月23日

名古屋市人事委員会委員長 市 橋 克 哉

名古屋市人事委員会規則第 9 号

名古屋市人事委員会公告式規則の一部を改正する規則

名古屋市人事委員会公告式規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「を記入してその末尾に人事委員会委員長が署名」を「及び人事委員会委員長名を記入」に改め、同条第 2 項中「及び区役所」を削る。

附 則

この規則は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

名古屋市消防局告示第 3号

名古屋市消防公告式規程の一部改正について

名古屋市消防公告式規程（昭和25年名古屋市消防局告示第 3号）の一部を次のように改正し、令和 5年 1月 1日から施行する。

令和 4年12月23日

名古屋市消防長 小 出 豊 明

第 2条を次のように改める。

第 2条 公表しようとするときは、公表の年月日及び消防長名又は消防署長名を記入しなければならない。

第 3条中「しなければならない」を「して行う」に改める。

第 4条を次のように改める。

第 4条 公表を要するものは、公表した日から起算し10日を経過した日から施行する。ただし、当該公表によって特に施行期日を定めることができる。

名古屋市消防局総務部総務課

名古屋市上下水道局告示第18号

名古屋市上下水道局の公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定について（平成12年名古屋市上下水道局告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和4年12月21日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

第2項収納取扱金融機関中「株式会社新生銀行」を「株式会社SBI新生銀行」に改める。

附 則

この告示は、令和5年1月4日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第32号

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）の一部を次のように改正する。

令和4年12月21日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

第4条第2項第3号中「専属する」を削る。

第4号様式中「又は「掘削用の機械器具」」を「、「掘削用の機械器具」」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、発布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程の規定に基づいて調製されている用紙でなお残量のあるものは、この規程による改正後の名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

名古屋市交通局管理規程第 28 号

乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和 28 年名古屋市交通局管理規程第 35 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 12 月 23 日

名古屋市交通局長 小林 史郎

第 24 条の 3 第 1 項第 1 号中「と同居する配偶者及び 2 親等以内の親族」を「の配偶者及び 2 親等以内の親族、当該乗客と名古屋市ファミリーシップ制度実施要綱に定めるファミリーシップの関係にある者及びファミリーシップの宣誓をした相手方の 2 親等以内の親族（兄弟姉妹の配偶者を除く。）並びに当該乗客の 2 親等以内の親族と同様の関係にあるものと交通局長が認めた者であつて、当該乗客と同居する者」に改める。

附 則

この規程は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置
法に基づく公告

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13
年法律第65号）第12条第 1項の規定により高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の
処分その他必要な措置を命ずべき保管事業者を確知することができないので、
同法第13条第 1項後段の規定により公告する。

令和 4年12月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 講ずべき措置の内容

名古屋市中村区高須賀町76番地において残置された次の高濃度ポリ塩化ビ
フェニル廃棄物の保管事業者は、当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自
ら処分し、又は処分を他人に委託すること。

高濃度ポリ 塩化ビフェ ニル廃棄物 の種類	高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の形式等					
	定格 容量	製造者	形式等	製造年月	台数	総重量
コンデンサ	30 kVA	松下電器産業 株式会社	AF形	昭和43年 6月	1台	31kg

2 措置の期限

令和 5年 1月13日

3 市長による措置

保管事業者が 1の措置を 2の期限までに講じないときは、市長が当該措置
を講じ、保管事業者から当該措置に要した費用を徴収する。

名古屋市環境局事業部廃棄物指導課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年12月20日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名古屋ゼロゲート

名古屋市中区栄三丁目2805番 1 ほか17筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	
1	合同会社 F O R E V E R 21 J A P A N R P A N T E T A I L	代表社員 F O R E V E R 21 J A P A N T R A D I N G C O M P A N Y 合同会社職務執行者 中村 博康	東京都千代田区麹町四丁目1番地	—	—	—	令和元年10月10日
2	(株)ストラディバリウス・ジャパン	代表取締役 ルレ・ノルベール	東京都渋谷区恵比寿西一丁目10番11号	—	—	—	平成30年8月10日

3	(株)アーバン リサーチ	代表取締役 竹村 幸造	大阪市西区 京町堀一丁 目 6 番 4 号	—	—	—	令和 3年 4月 30日
4	(株)イーグル リテイリン グ	代表取締役 青山 理	東京都渋谷 区神宮前六 丁目10番11 号	—	—	—	令和 2年 3月 10日
5	—	—	—	スギホール ディングス (株)	代表取締役 杉浦 広一	愛知県安城 市三河安城 町 1 丁目 8 番地 4	令和 元年 10月 11日
6	—	—	—	C h a r l e s & K e i t h J a p a n 同会社	GENE R A L M A N J A G E R 青木 洋明	東京都渋谷 区渋谷 2 丁 目 1 番 11 号	平成 30年 8月 20日
7	—	—	—	(有)ティッピ ラグ	代表取締役 植木 勝也	東京都武蔵 野市吉祥寺 南町 1 丁目 17 番 9 号	令和 4年 10月 11日
8	—	—	—	(株)Y o g i b o	代表取締役 木村 誠司	大阪市中央 区瓦町 3 丁 目 6 番 5 号	令和 3年 9月 16日
9	—	—	—	(株)オンワー ドパーソナ ルスタイル	代表取締役 関口 猛	東京都港区 湾岸 3 丁目 14 番 21 号	令和 2年 6月 22日

3 変更の日

2で既述

4 変更した理由

- (1) No. 1からNo. 4までの小売業者については、退店のため
- (2) No. 5からNo. 9までの小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和 4年11月15日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年12月20日から令和 5年 4月20日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 5年 4月20日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年12月20日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルエイギャラリー

名古屋市中区栄三丁目301番1 ほか38筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更 年月 日
	氏名又は 名称	代表者の 氏名	住 所	氏名又は 名称	代表者の 氏名	住 所	
1	—	—	—	(株)丸栄フーズ	代表取締役 小 嶋 昌彦	名古屋市中 区錦三丁目 23番18号	令和 4年 3月 31日
2	—	—	—	(株)大近	代表取締役 中津 裕彦	大阪市福島 区福島六丁 目10番11号	令和 4年 3月 31日
3	—	—	—	ホリデイズ (株)	代表取締役 落合 裕一	名古屋市中 区那古野二 丁目14番1 号	令和 4年 3月 31日

4	—	—	—	一般社団法人日本福祉協議機構	代表理事 濱野 剣	名古屋市天 白区井の森 町 232番地 の 1	令和 4年 3月 31日
5	—	—	—	中部フーズ (株)	代表取締役 瀬瀬 直孝	岐阜県多治 見市高根町 四丁目20番 地	令和 4年 3月 31日
6	—	—	—	(有)キース	代表取締役 川崎 圭太	名古屋市東 区 徳川町 1004番地	令和 4年 4月 22日
7	—	—	—	(株)エルフラ ット	代表取締役 田原 満	岐阜県岐阜 市菅生七丁 目 2番10号	令和 4年 3月 31日
8	—	—	—	ココク(株)	代表取締役 上村 健太	滋賀県湖南 市石部西三 丁目 6番 8 号	令和 4年 3月 31日
9	—	—	—	(有)フロムワ ン	取締役 寺田 司	横浜市港南 区 野庭町 1262番地 1 号	令和 4年 3月 31日
10	—	—	—	(株)大輝	代表取締役 網谷 仁	名古屋市熱 田区四番一 丁目14番17 号	令和 4年 3月 31日
11	—	—	—	(株)ショウエ イ	代表取締役 森 大	東京都足立 区千住緑町 一丁目19番 20号	令和 4年 3月 31日
12	—	—	—	(株)えがしら 堂	代表取締役 佐藤 巧麻	名古屋市中 川区西伏屋 二丁目1416 番地	令和 4年 3月 31日
13	—	—	—	MONOL I S I X(株)	代表取締役 小路 康丸	名古屋市中 区錦二丁目 9番20号	令和 4年 3月 31日

14	—	—	—	イソップ・ジャパン(株)	代表取締役 フレデリック・セイエ	東京都渋谷区神宮前四丁目 8番 2号	令和 4年 3月 31日
15	—	—	—	(有)ステージ	代表取締役 安田 秀和	名古屋市北区金城町 2丁目 6番地	令和 4年 10月 6日
16	—	—	—	緑星ノ希合同会社	代表社員 川瀬 恵	愛知県春日井市大和通一丁目18番地 4	令和 4年 3月 31日
17	—	—	—	カシオマーケティングアドバンス(株)	代表取締役 鈴木 裕之	東京都千代田区平河町二丁目 4番 12号	令和 4年 8月 10日
18	—	—	—	(株)良品計画	代表取締役 堂前 宣夫	東京都豊島区東池袋四丁目26番 3号	令和 4年 3月 31日

3 変更の日

2で既述

4 変更した理由

入店のため

5 届出の日

令和 4年11月11日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年12月20日から令和 5年 4月20日まで。ただし、名古屋市の休日を

定める条例（平成 3 年名古屋市条例第 36 号）第 2 条第 1 項に規定する本市の
休日を除きます。

午前 8 時 45 分から午後 5 時 00 分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、この大規模小売店舗
を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に
ついて意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、名古屋市に対し意
見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 5 年 4 月 20 日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

職員表彰 表彰者名簿

令和 4 年12月21日

総務局職員部人事課

個人表彰（職員表彰規則第 3 条該当）

所 属	勤 務 課 公 所	補職名	職 名	氏 名
環境局	中村環境事業所	業務士	技術職員	岡本 理江
環境局	中環境事業所	技士	技術職員	太田 和明
港区	区政部市民課	主査	事務職員	竹尾 直樹
上下水道局	経営本部企画経理部 経理課	主事	事務職員	伊藤 大輔
交通局	如意営業所	運輸主事	技術職員	池上 雄二